

第100期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

開催場所

東京都品川区大井一丁目50番5号
アワーズイン阪急（シングル館） 3階

議 案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

株式会社 ヤマダコーポレーション

証券コード：6392

証券コード 6392
(発送日) 2025年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

東京都大田区南馬込一丁目1番3号
株式会社 ヤマダコーポレーション
代表取締役社長 山 田 昌 太 郎

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第100期定時株主総会招集ご通知」および「第100期定時株主総会招集ご通知（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
<https://yamadacorp.co.jp/ir/stockholder/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/6392/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、下記時刻までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2025年6月26日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。**

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、**2025年6月26日（木曜日）午後5時40分までに行使してください。**

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都品川区大井一丁目50番5号 アワーズイン阪急（シングル館） 3階
3 目的事項	報告事項 1. 第100期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第100期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	(1)電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要 ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表 ③計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表 (2)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (4)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (5)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

なお、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただいております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時40分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時40分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

XXXXXXXXXX 年 X 月 X 日

議案番号	賛成	反対	棄権
1.			
2.			
3.			
4.			

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

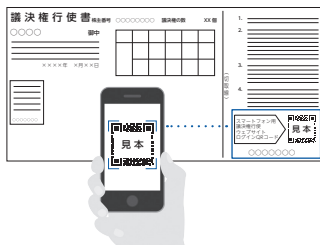
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

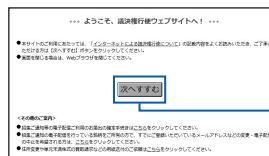
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

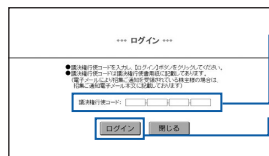
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

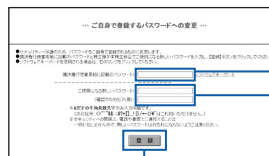
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済の動向は、米国においては、関税政策をめぐる不透明感による株式市場の大幅下落など景況感が悪化している中、住宅投資や個人消費、外需の成長率がプラスに寄与しましたが、在庫投資はマイナス成長となり成長率を大幅に押し下げ、実質GDPの成長率は減速しました。

欧州においては、ユーロ圏全体では内需が相対的に強く輸出が弱含みましたが、ドイツやフランスでは内需も振るわず、国ごとのバラツキも目立ち、減速傾向にありました。

中国をはじめとする新興国経済は、中国においては、輸出に減速の兆しが見られる一方、経済対策の効果が続いていて内需が改善してきており、更に外需の寄与により実質GDPの成長率は加速しました。

一方、日本経済においては、鉱工業生産は一進一退の動きが続いており、個人消費は物価高の影響から一部に弱い動きがみられますが、設備投資は、高水準の企業収益を背景に底堅く推移し、景気は一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している状況となりました。

こうした中、当社グループにおいては、オートモティブ部門の売上は、国内を中心に全般的に低調な推移となり、また、インダストリアル部門においては、主に海外売上において円高の影響を受けましたが、対前年同期比では微増となりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は14,628百万円（前年同期比△124百万円、0.8%減）となりました。売上高を部門別にみますと、オートモティブ部門は3,536百万円（前年同期比△199百万円、5.3%減）、インダストリアル部門は9,335百万円（前年同期比66百万円、0.7%増）となり、上記部門に属さないサービス部品や修理売上などのその他の部門の売上高は1,756百万円（前年同期比8百万円、0.5%増）となりました。

利益面では、売上総利益は6,322百万円（前年同期比△250百万円、3.8%減）となり、営業利益は1,962百万円（前年同期比△502百万円、20.4%減）、経常利益は2,188百万円（前年同期比△365百万円、14.3%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,607百万円（前年同期比△311百万円、16.2%減）となりました。

当連結会計年度における報告セグメントの業績は次のとおりであります。

日本における外部顧客に対する売上高は6,293百万円（前年同期比△95百万円、1.5%減）、営業利益は687百万円（前年同期比△560百万円、44.9%減）となりました。米国における外部顧客に対する売上高は5,779百万円（前年同期比27百万円、0.5%増）、営業利益は958百万円（前年同期比68百万円、7.7%増）となりました。オランダにおける外部顧客に対する売上高は1,447百万円（前年同期比△31百万円、2.1%減）、営業利益は137百万円（前

年同期比△9百万円、6.6%減）となりました。中国における外部顧客に対する売上高は754百万円（前年同期比△42百万円、5.3%減）、営業利益は49百万円（前年同期比△13百万円、21.1%減）となりました。タイにおける外部顧客に対する売上高は353百万円（前年同期比18百万円、5.4%増）、営業利益は71百万円（前年同期比△2百万円、3.0%減）となりました。

また、当連結会計年度の連結売上高に占める海外売上高は8,855百万円（前年同期比7百万円、0.1%増）で、その割合は60.5%（前年同期60.0%、0.5ポイント増）となりました。

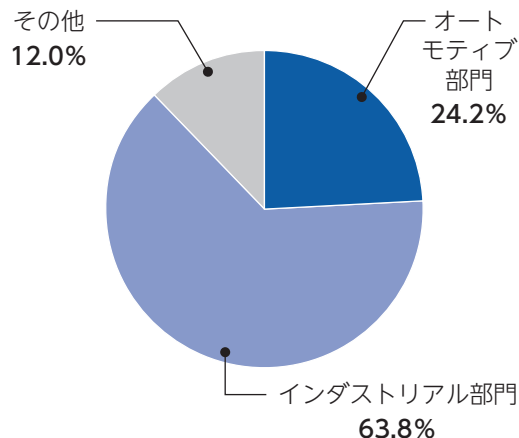
（注）文中における記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

企業集団の部門別売上高 (単位 百万円)

区 分	当 期	前 期	比較増減 %
オートモティブ部門	3,536	3,736	△5.3
インダストリアル部門	9,335	9,269	0.7
そ の 他	1,756	1,747	0.5
合 計	14,628	14,753	△0.8

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

部門別売上高

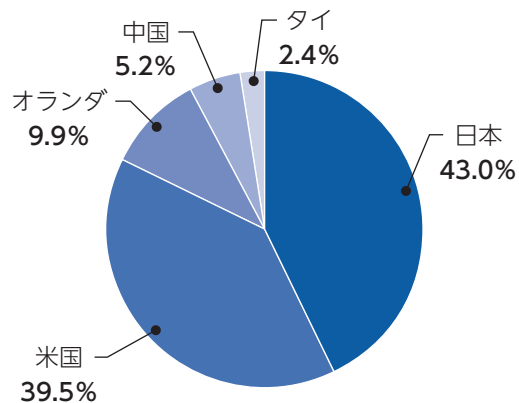


企業集団のセグメント別売上高 (単位 百万円)

セ グ メ ン ト	当 期	前 期	比較増減 %
日 本	6,293	6,389	△1.5
米 国	5,779	5,752	0.5
オ ラ ン ダ	1,447	1,478	△2.1
中 国	754	797	△5.3
タ イ	353	335	5.4
合 計	14,628	14,753	△0.8

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

セグメント別売上高



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは、当社の新規金型および生産設備機械の取得など総額586百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

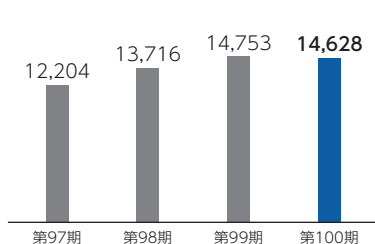
該当事項はありません。

(2) 企業集団および当社の直前3事業年度の財産および損益の状況

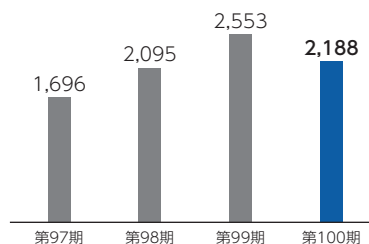
① 企業集団の直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 97 期 (2021年度)	第 98 期 (2022年度)	第 99 期 (2023年度)	第 100 期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	12,204	13,716	14,753	14,628
経 常 利 益(百万円)	1,696	2,095	2,553	2,188
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,167	1,494	1,918	1,607
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	487.56	624.19	801.41	671.49
総 資 産(百万円)	17,038	18,059	19,038	19,302
純 資 産(百万円)	12,284	13,743	15,807	16,703

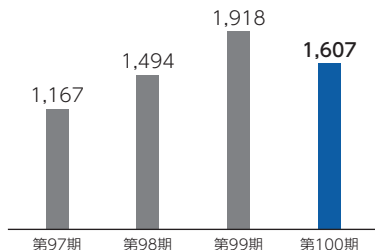
■ 売上高 (単位：百万円)



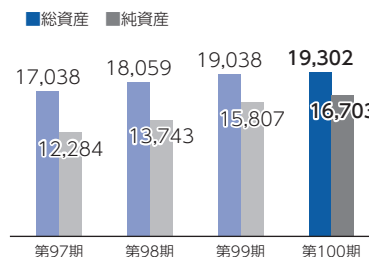
■ 経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 総資産/純資産 (単位：百万円)

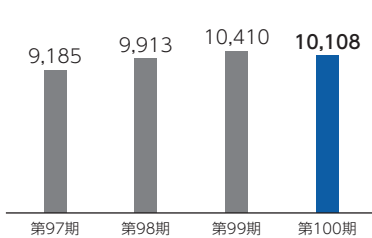


(注) 単位百万円の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

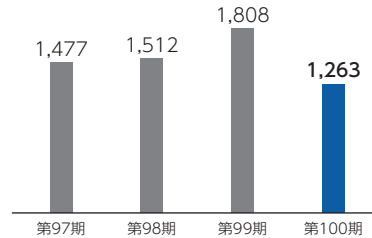
② 当社の直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 97 期 (2021年度)	第 98 期 (2022年度)	第 99 期 (2023年度)	第 100 期 (当事業年度)
売上高(百万円)	9,185	9,913	10,410	10,108
経常利益(百万円)	1,477	1,512	1,808	1,263
当期純利益(百万円)	1,066	1,126	1,460	1,076
1株当たり当期純利益(円)	445.44	470.46	610.01	449.85
総資産(百万円)	13,442	13,857	13,854	13,718
純資産(百万円)	9,334	10,213	11,405	11,815

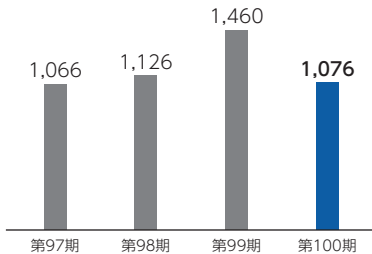
■ 売上高 (単位：百万円)



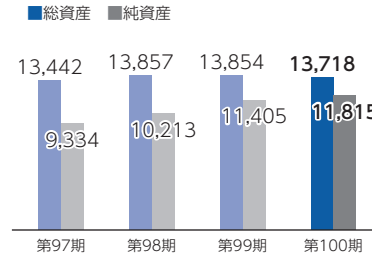
■ 経常利益 (単位：百万円)



■ 当期純利益 (単位：百万円)



■ 総資産/純資産 (単位：百万円)



(注) 単位百万円の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ヤマダプロダクツサービス	20,000 千円	100%	当 社 製 品 の 修 理 ・ 販 売
ヤ マ ダ ア メ リ カ I N C . (米 国)	1,300 千米ドル	100%	当 社 製 品 の 販 売
ヤ マ ダ ヨ ー ロ ッ パ B . V . (オ ラ ン ダ)	680 千ユーロ	100%	当 社 製 品 の 販 売
ヤ マ ダ 上 海 ポ ン プ 貿 易 有 限 公 司 (中 国)	7,425 千円	100%	当 社 製 品 の 販 売
ヤマダタイランドCo.,Ltd. (タ イ)	10,000 千バーツ	100%	当 社 製 品 の 販 売
株 式 会 社 ヤ マ ダ メ タ ル テ ッ ク	30,000 千円	32.7% (35.5%)	当 社 製 品 の 製 造

(注) 当社の出資比率の () は、緊密な者または同意している者の所有割合で外数であります。

(4) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社グループは、2024年度（第100期事業年度）より、グループビジョン「For the Next Century with YAMADA PRIDE」を掲げ、三ヶ年ごと三段階の中期経営計画をスタートし、次の100年に向けた事業の持続的成長実現への課題に取り組んでおります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 経営の基本方針

当社グループは「堅実で公正な企業活動を通じて、お客様のニーズ、社員の喜び、株主の期待、産業と社会の発展に誠実に取り組む」ことを企業理念として掲げております。

新たなグループビジョンのもと、100年の間に培ったYamada Qualityをさらに磨き上げ、オートモティブ産業の基盤を支えるとともに、さまざまな産業で活用されるポンプ事業

を成長エンジンと位置付け、次の100年も社会に貢献し続けるグローバルカンパニーを目指します。

② 目標とする経営指標

- ・企業の持続的な成長や価値向上のためには、持続的な投資が不可欠であるという認識から、投資の原資となる収益を重視し、営業利益率の適切なマネジメントに努めます。
- ・経営効率を高め、安定した株主還元を継続することを経営上の重要事項と位置付け、株主資本利益率（ROE）の維持・向上に努めます。併せて、株価収益率や配当性向および純資産配当率の維持・向上に努めます。
- ・施策を実行し目標を達成するためには「人」が重要な経営課題と認識しており、2023年3月に制定した「人財ビジョン」に基づき、人財の育成を促進します。また、製造業の命題である原価低減や生産性向上にも継続的に取り組んでまいります。

③ 経営環境

国内の主要事業であるオートモティブ部門は、自動車のEV化などにより市場や需要が大きく変質していくことが想定されますが、当面は底堅いニーズがあると見ております。将来のニーズを予想、捕捉し変化に対応していくことが重要であると考えております。

海外市場においては、地政学的リスク等の高まりもあり世界経済の動向は不透明感が増しておりますが、当社の主力製品であるダイアフラムポンプに対する多様なニーズや潜在需要を鑑みますと、更なるグローバル展開により持続的な成長を目指すことが可能と考えております。そのためには、地域毎の情勢に応じたきめ細かい事業戦略やグローバルカンパニーとしての組織力や人財力の向上が引き続き重要であると認識しております。

④ 中長期的な経営戦略

- ・さまざまな産業を支えるポンプ事業を成長領域と位置付け、世界のさまざまな国や地域へ製品を供給できる体制を築き、各地域で求められるQualityを提供していくことで、ダイアフラムポンプでトップブランドを目指します。
- ・基盤を支えるオートモティブ事業を継続領域と位置付け、モビリティの進化やニーズの変化に適応し、進化に対応した商品やサービスで自動車整備産業に貢献してまいります。
- ・当社の求める人財像を「変化」「お客様志向」「共創」の3つの価値観に明確化した「人財ビジョン」を制定しておりますが、これを実現し、社員と会社の成長を支えてまいります。
- ・人にやさしいデジタル活用でビジョンの実現を促進してまいります。

⑤ 中期経営計画Phase I の基本方針

グループビジョンの実現に向け、中長期的な経営戦略を踏まえて、第100期から三ヶ年の

中長期経営計画をPhase I とし、下記の基本方針を定めております。

- i) ・ポンプ事業の拡大 ～更なるグローバル展開へ向けて～
・オートモティブ事業戦略の再構築
- ii) 相模原工場 Next Stageへの進化 ～更なるグローバル展開を支える生産体制へ～
- iii) 人財ビジョンの定着 ～次世代組織に引き継ぐ土壌づくり～
- iv) DXへの第一歩 ～アナログからデジタルへ～
- v) その他の取り組むべき課題
 - ・新型ポンプの市場投入 ～より高性能のポンプを提供～
 - ・構内物流・製商品物流の再構築 ～2024年問題への対応と生産性向上～
 - ・子会社戦略の再構築 ～商品・サービス提供と生産体制の最適化～
 - ・E S G経営の推進
 - ・B C Pの推進

(5) **主要な事業内容** (2025年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社6社で構成され、オートモティブ機器、インダストリアル機器、その他の3部門に係る事業を主として行っており、その製品はあらゆる種類にわたっております。

(オートモティブ機器)

当部門は、ハンドポンプ、バケットポンプ、ルブリケーター等のオイル・グリースを供給する潤滑給油機器やタイヤサービス機器、排気ガス排出システム及びフロンガス関連機器等の環境整備機器であり、主な市場は自動車をはじめとする車両整備工場やガソリンスタンド等であります。当社が製造・販売するほか(株)ヤマダメタルテックがその一部を製造しております。

(インダストリアル機器)

当部門は、各種産業分野においてオイル・グリースをはじめ塗料・接着剤・インキ・化学薬品等の流体を圧送するためのエアポンプやダイアフラムポンプ及びそのシステム化製品であります。当社が製造・販売し、また海外市場向け販売にヤマダアメリカINC.、ヤマダヨーロッパB.V.、ヤマダ上海ポンプ貿易有限公司及びヤマダタイランドCO., Ltd. があります。

(その他)

当部門は、上記部門に属さないサービス部品・修理等であり、当社のほか(株)ヤマダプロダクツサービスが、サービス部品の販売、修理等を行っております。

(6) 主要な事業所および工場 (2025年3月31日現在)

① 当 社

本 社	東京都大田区南馬込一丁目1番3号
営 業 本 部	東京都大田区南馬込一丁目1番3号
営 業 所	東京営業所 (東京都大田区)
	大阪営業所 (大阪市城東区)
	名古屋営業所 (名古屋市守山区)
	福岡営業所 (福岡市博多区)
	札幌営業所 (札幌市豊平区)
	仙台営業所 (仙台市泉区)
	広島営業所 (広島市佐伯区)
工 場	相模原工場 (相模原市中央区)

② 子会社

株式会社ヤマダプロダクツサービス	(相模原市緑区)
ヤマダアメリカINC.	(アメリカ イリノイ州)
ヤマダヨーロッパB.V.	(オランダ ヘンゲロー市)
ヤマダ上海ポンプ貿易有限公司	(中国 上海市)
ヤマダタイランドCo.,Ltd.	(タイ サムットプラカーン県)
株式会社ヤマダメタルテック	(相模原市緑区)

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前連結会計年度末 比増減
日本	273名(48名)	－(4名増)
米国	40名(2名)	－(2名増)
オランダ	16名(0名)	5名減(－)
中国	9名(0名)	－(－)
タイ	8名(0名)	1名増(－)
合計	346名(50名)	4名減(6名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート、アルバイトおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
222名(35名)	4名増(1名増)	43.3歳	17.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート、アルバイトおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	653百万円
株式会社三井住友銀行	170
株式会社横浜銀行	104

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	653百万円
株式会社三井住友銀行	170
株式会社横浜銀行	94

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 9,600,000株
- ② 発行済株式の総数 2,400,000株
- ③ 株主数 2,084名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
山田昌太郎	192千株	8.02%
CHARON FINANCE GMBH	173	7.26
株式会社豊和	173	7.22
INTERACTIVE BROKERS LLC	140	5.88
株式会社埼玉りそな銀行	117	4.91
山田幸太郎	113	4.72
株式会社バンザイ	86	3.63
光通信株式会社	82	3.45
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	75	3.13
不二サッシ株式会社	68	2.86

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（6,264株）を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。
3. 2025年4月7日付で、エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）より当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2025年3月31日現在で180千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記株主には含めておりません。
4. 2024年1月12日付で株式会社埼玉りそな銀行およびその共同保有者の計2名より当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、2024年1月4日現在で142千株を保有している旨が記載されておりますが、当社としては当事業年度末日における株主名簿に従って記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	山 田 昌 太 郎	
取 締 役	山 田 幸 太 郎	相模原工場長兼技術本部長兼技術部長 株式会社ヤマダプロダクツサービス 代表取締役社長
取 締 役	亀 山 慎 史	営業本部長 ヤマダアメリカINC. President ヤマダヨーロッパB.V. President ヤマダ上海ポンプ貿易有限公司 董事長 ヤマダタイランドCo.,Ltd. President
取 締 役	池 原 賢 二	管理本部長
取 締 役	早 稲 本 和 徳	伊東・早稲本法律事務所 パートナー弁護士 シノケン・レジデンシャル投資法人 監督委員
常 勤 監 査 役	醍 醐 尚 人	
監 査 役	猿 渡 良 太 郎	あると築地有限責任監査法人 代表社員 猿渡公認会計士事務所 公認会計士、税理士
監 査 役	清 水 敏	ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士 MySkin株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役早稲本和徳氏は、社外取締役であります。
2. 監査役醍醐尚人、猿渡良太郎および清水敏の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役猿渡良太郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役早稲本和徳ならびに監査役醍醐尚人、猿渡良太郎および清水敏の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役早稲本和徳ならびに社外監査役醍醐尚人、猿渡良太郎および清水敏の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が職務の執行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用等を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および国内子会社の取締役および監査役ならびに当社から海外子会社への出向役員、当社の管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額会社負担としております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社取締役の報酬額またはその算定方法の決定に関する方針は、2019年4月15日に設置いたしました任意の諮問機関である指名・報酬委員会が取締役会から報酬額の算定方法について諮問を受けて当社の事業規模、内容、業績、職務内容や責任の軽重等を勘案して審議し、その内容を取締役会に報告し、取締役会にて報酬限度額の範囲内で決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

固定報酬に関する方針

固定報酬の内訳は基本報酬、業績評価報酬、個人評価報酬からなる。

- ・基本報酬

原則として業績に関わらず定額の報酬とする。

- ・業績評価報酬

前期の業績結果および経営改善実績によって変動の報酬とする。

- ・個人評価報酬

前期の個人目標の達成度によって変動の報酬とする。

ロ. 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			支給人員 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	139,290	139,290	—	—	5
監査役	20,970	20,970	—	—	3
(うち社外役員)	(25,950)	(25,950)	(—)	(—)	(4)
合 計	160,260	160,260	—	—	8

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は0名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑤ 社外役員に関する事項

社外取締役 早稲本和徳

社外監査役 醍醐尚人、猿渡良太郎、清水敏

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

早稲本和徳、猿渡良太郎および清水敏の3氏の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 早稲本 和 徳	社外取締役早稲本和徳氏は当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 （出席率：取締役会100%） 同氏は、弁護士として企業法務に精通し、高度な専門的知識と豊富な経験から、企業経営を統治するのに十分な見識を有しており、当社のガバナンス体制の強化に際して、助言、提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 醍 醐 尚 人	社外監査役醍醐尚人氏は当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。 （出席率：取締役会100% 監査役会100%） 同氏は、金融機関で支店長、執行役員を歴任したことから企業財務に精通しており、その専門的な知識と豊富な経験等を活かした客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会においても監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、その見地から意見の表明を適宜行っております。
監査役 猿 渡 良 太 郎	社外監査役猿渡良太郎氏は当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。 （出席率：取締役会100% 監査役会100%） 同氏は、公認会計士および税理士として豊富な専門的知見を有しており、その高度な専門知識を活かした客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会においても監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、その見地から意見の表明を適宜行っております。
監査役 清 水 敏	社外監査役清水敏氏は当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。 （出席率：取締役会100% 監査役会100%） 同氏は、企業法務に精通した弁護士として、企業の財務書類等の検討および経営改善策の策定等を日常的な業務としており、その豊富な経験と優れた専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会においても監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、その見地から意見の表明を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 ふじみ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の前年度の監査計画と実績の状況、当年度の監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況および報酬見積りの算出根拠の妥当性などについて検証し、審議した結果、報酬等の額は適切であると判断し、同意いたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社とふじみ監査法人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することとしております。

連結貸借対照表 (2025年 3月31日現在)

(単位 千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	11,258,422
現金及び預金	4,096,635
受取手形	48,443
電子記録債権	318,318
売掛金	1,825,599
商品及び製品	2,905,194
仕掛品	728,734
原材料及び貯蔵品	911,366
その他	434,682
貸倒引当金	△10,553
固定資産	8,044,322
有形固定資産	6,895,236
建物及び構築物	4,678,447
機械装置及び運搬具	490,384
土地	1,221,447
リース資産	18,951
建設仮勘定	262,889
その他	223,115
無形固定資産	460,622
投資その他の資産	688,463
投資有価証券	349,903
繰延税金資産	300,068
その他	41,491
貸倒引当金	△3,000
資産合計	19,302,745

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,497,386
支払手形及び買掛金	444,758
短期借入金	10,000
1年内返済予定の長期借入金	234,936
リース債務	13,371
未払費用	276,389
未払法人税等	42,392
返金負債	9,722
製品保証引当金	11,077
賞与引当金	215,200
その他	239,538
固定負債	1,102,002
長期借入金	684,290
リース債務	646
繰延税金負債	164,246
退職給付に係る負債	161,953
役員退職慰労引当金	54,299
長期未払金	30,020
負ののれん	2,445
資産除去債務	1,100
その他	3,000
負債合計	2,599,388
純資産の部	
株主資本	15,445,489
資本金	600,000
資本剰余金	58,187
利益剰余金	14,796,056
自己株式	△8,753
その他の包括利益累計額	963,935
その他有価証券評価差額金	109,183
為替換算調整勘定	854,752
非支配株主持分	293,931
純資産合計	16,703,356
負債及び純資産合計	19,302,745

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 千円)

科目	金額
売上高	14,628,739
売上原価	8,306,454
売上総利益	6,322,285
販売費及び一般管理費	4,359,511
営業利益	1,962,773
営業外収益	237,021
受取利息	29,534
受取配当金	10,655
負ののれん償却額	4,891
為替差益	80,991
補助金収入	59,615
不動産賃貸料	31,245
その他	20,087
営業外費用	11,346
支払利息	2,188
減価償却費	3,434
その他	5,723
経常利益	2,188,449
特別利益	13,770
固定資産売却益	13,770
特別損失	13,487
固定資産処分損	13,487
税金等調整前当期純利益	2,188,732
法人税、住民税及び事業税	494,655
法人税等調整額	79,356
当期純利益	1,614,720
非支配株主に帰属する当期純利益	7,300
親会社株主に帰属する当期純利益	1,607,420

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	6,889,034
現金及び預金	2,282,642
受取手形	46,804
電子記録債権	278,159
売掛金	1,443,180
商品及び製品	970,575
仕掛品	716,347
原材料及び貯蔵品	823,640
前払費用	20,710
未収入金	174,441
その他	132,752
貸倒引当金	△219
固定資産	6,829,350
有形固定資産	5,380,058
建物	3,777,856
構築物	248,547
機械及び装置	326,759
車両運搬具	30,413
工具	86,057
器具備品	88,832
土地	558,702
建設仮勘定	262,889
無形固定資産	459,771
特許権	16,127
商標権	924
意匠権	4,720
ソフトウェア	425,999
ソフトウェア仮勘定	12,000
投資その他の資産	989,519
投資有価証券	349,903
関係会社株式	431,824
長期前払費用	11,305
繰延税金資産	173,805
会員権	4,000
その他	21,680
貸倒引当金	△3,000
資産合計	13,718,384

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,048,693
買掛金	326,257
1年内返済予定の長期借入金	234,936
未払金	184,443
未払費用	84,512
返金負債	1,609
前受金	3,760
預り金	15,096
製品保証引当金	11,077
賞与引当金	187,000
固定負債	854,616
長期借入金	684,290
退職給付引当金	137,306
長期未払金	30,020
その他	3,000
負債合計	1,903,310
純資産の部	
株主資本	11,705,890
資本金	600,000
資本剰余金	53,746
資本準備金	53,746
利益剰余金	11,060,897
利益準備金	150,000
その他利益剰余金	10,910,897
固定資産圧縮積立金	44,048
別途積立金	2,070,000
繰越利益剰余金	8,796,848
自己株式	△8,753
評価・換算差額等	109,183
その他有価証券評価差額金	109,183
純資産合計	11,815,073
負債及び純資産合計	13,718,384

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 千円)

科目	金額
売上高	10,108,498
売上原価	7,316,038
売上総利益	2,792,459
販売費及び一般管理費	2,213,613
営業利益	578,846
営業外収益	691,884
受取利息	6,778
受取配当金	553,445
補助金収入	58,890
不動産賃貸料	45,597
為替差益	11,988
その他	15,183
営業外費用	7,325
支払利息	1,047
減価償却費	3,434
その他	2,842
経常利益	1,263,404
特別利益	13,379
固定資産売却益	13,379
特別損失	13,347
固定資産処分損	13,347
税引前当期純利益	1,263,436
法人税、住民税及び事業税	169,654
法人税等調整額	16,937
当期純利益	1,076,844

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社ヤマダコーポレーション
取締役会 御中

ふじみ監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 大 野 木 猛
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 淡 路 洋 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマダコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社ヤマダコーポレーション
取締役会 御中

ふじみ監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 大 野 木 猛
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 淡 路 洋 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマダコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、ふじみ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社ヤマダコーポレーション監査役会

常勤監査役（社外監査役） 醍 醐 尚 人 ㊞

監査役（社外監査役） 猿 渡 良太郎 ㊞

監査役（社外監査役） 清 水 敏 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要事項と認識し、事業の持続的成長並びに財務基盤の維持に努めるとともに、業績を勘案しながら、継続的、安定的に配当を行うことを基本方針といたしております。

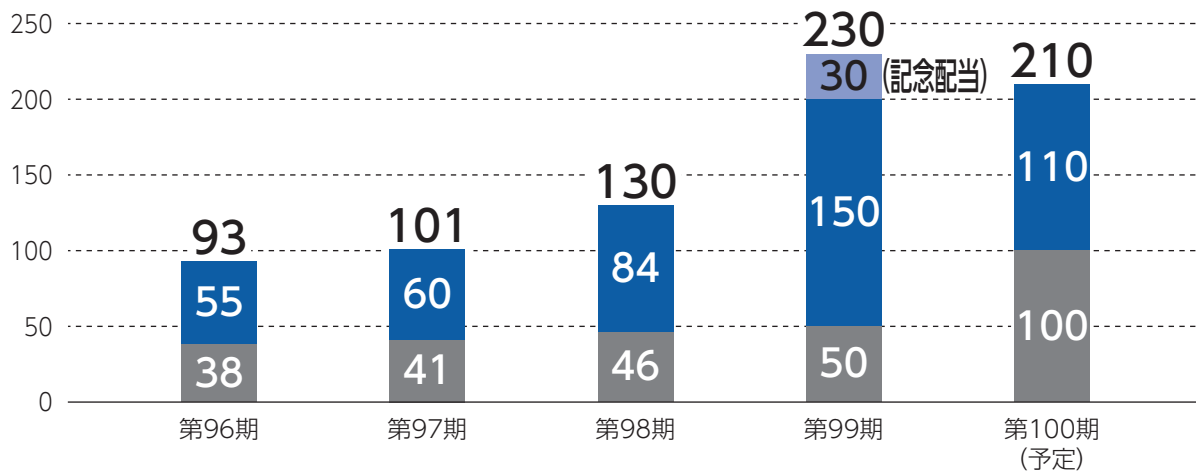
つきましては、上記基本方針に基づき、当期末の配当金につきましては、普通配当1株当たり110円とさせていただくことといたしました。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 110円 配当総額 263,310,960円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日

<ご参考>

配当金の推移 ■中間 ■期末 ■記念配当

(単位：円)



第2号議案

補欠監査役 1 名選任の件

2024年6月27日開催の第99期定時株主総会において補欠監査役に選任された加藤義久氏の選任の効力は本総会開始の時までとされておりますので、改めて法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

か とう よし ひさ
加 藤 義 久

生年月日

1967年7月8日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位

1990年 4 月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入社
1995年11月 中央監査法人入所
1999年 4 月 公認会計士登録
1999年 7 月 駿河台法律会計事務所創立パートナー
2000年12月 税理士登録
2008年 9 月 日本みらい会計事務所代表
2015年 9 月 税理士法人日本みらい会計代表社員（現任）

重要な兼職の状況

税理士法人日本みらい会計 代表社員

補欠の社外監査役候補者とした理由等

加藤義久氏は公認会計士および税理士として豊富な専門的知見を有しており、当社の監査体制に活かしていただけると判断して、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 加藤義久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 加藤義久氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、加藤義久氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、加藤義久氏が社外監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が職務の執行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用等を補填することとしております。
当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および国内子会社の取締役および監査役ならびに当社から海外子会社への出向役員、当社の管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額会社負担としております。
加藤義久氏が社外監査役に就任された場合、被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所 東京都品川区大井一丁目50番5号
アワーズイン阪急（シングル館）3階

電 話 03-3777-5101（当社人事総務部）



■交通のご案内

●「大井町駅」

＜JR 京浜東北線＞中央改札を出て右側(中央西方面)の階段をご利用ください。
＜りんかい線＞改札を出て右側(A 2 出口)のエスカレーターをご利用ください。
＜東急大井町線＞改札を出て右折し JR 線に沿ってお進みください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。